

せんだい健幸省エネ住宅補助金(部分改修向け)Q&A

区分	質問	回答
共通	令和8年3月31日より前に工事をしましたが、対象になりますか。	なりません。対象となるのは、令和8年4月1日以降に工事をした場合です。
共通	自分で工事を行う場合は対象になりますか。	なりません。対象となるのは、専門の工事業者が工事を行う場合です。
共通	全部で最大いくら補助金が出ますか。	窓、床、壁、天井・屋根、LED照明の工事を行った場合、最大45万円出ます。
窓	住宅すべての窓を改修しないと補助対象になりませんか。	なります。住宅すべての窓を改修しなければならないという条件はありません。ただし、断熱性能向上のためには同一居室内の全ての窓を断熱改修することをオススメします。
窓	サンルーム内の窓を改修する場合は対象になりますか。	外気に直接接していないためなりません。
窓	出窓に内窓を設置する場合は対象になりますか。	外皮部分に位置する開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものは対象となりますが、掃き出し窓の場合、床からではなく土間などから続いた窓は対象となりません。また、出窓の形状や躯体の状況により、補助対象にならない場合があります。
窓	勝手口は対象になりますか。	なりません。
窓	玄関は対象になりますか。	なりません。
窓	1か所の窓に対して、外窓交換と内窓設置をする場合、どちらも対象になりますか。	どちらか一方に補助することになります。選択して申請してください。
窓	カバー工法の窓も対象になりますか。	要件を満たす場合は対象となります。外窓交換として申請してください。
窓	以前「仙台市熱エネルギー有効活用支援補助金」の交付を受け、窓の断熱改修を実施しましたが、対象となりますか。	「仙台市熱エネルギー有効活用支援補助金」の対象となった窓は、本補助金の対象とはなりません。
壁	外気に接していない間仕切壁の断熱改修は対象になりますか。	要件を満たす場合は対象となります。
壁	壁を断熱塗装しましたが、対象になりますか。	なりません。壁に断熱材を入れる工事が対象です。
天井	1階の天井の工事は対象になりますか。	要件を満たす場合は対象となります。最上階以外の天井は床として申請してください。
屋根	屋根を断熱塗装しましたが、対象になりますか。	なりません。屋根または天井に断熱材を入れる工事が対象です。
LED	外灯は補助の対象になりますか。	なりません。屋内のLED交換工事が対象です。
住宅	集合住宅(アパートやマンションなど)における改修は対象になりますか。	なりません。ただし、他に所有者がいる場合はすべての所有者から同意が得られている必要があります。また集合住宅の共用部分を改修する場合は、集合住宅の管理規約等で認められている必要があります。
住宅	賃貸用集合住宅や二世帯住宅でも申請は可能ですか。	賃貸用集合住宅や二世帯住宅でも申請は可能です。ただし補助金の上限額は対象となる改修部位や性能ごとに定められた金額となります。
住宅	事業所(店舗や事務室など)における改修は対象になりますか。	本補助金では対象となりません。「仙台市事業所断熱改修促進補助金」の対象となる場合があります。詳しくは脱炭素経営推進課(022-214-8467)にお問い合わせください。
対象者	仙台市外に居住していますが、補助を受けることができますか。	申請者が市外に居住している場合、所有者、配偶者または一親等の親族が当該住宅に居住していれば、申請が可能です。

せんだい健幸省エネ住宅補助金(部分改修向け)Q&A

区分	質問	回答
対象者	一親等の親族とは、具体的に誰を指しますか。	所有者の親、養父母、実子、養子、配偶者の親です。
手続き	事業者しか申請できませんか。	個人による申請、事業者による代行申請が可能です。また、本補助金の手続代行業者について、要件や事前登録等は必要ありませんが、行政書士の資格を有していない場合、有償で申請を代行することはできません。
手続き	申請書類などは区役所でもらえますか。	区役所では配布していません。仙台市ホームページでダウンロードすることができます。ダウンロードができない場合は、お問い合わせください。
手続き	申請書類の提出は、電子メールやFAXでもいいですか。	電子メールやFAXでの受付はしていません。郵送にて提出をお願いします。
手続き	市税納付状況の確認はなぜするのですか。申請書の「同意する」や「同意しない」とはどういうことですか。	「市税の滞納がないこと」が補助要件となっているため、市税の納付状況を確認する必要があります。「同意する」を選んでいただくと、申請者本人に代わって脱炭素政策課で納付状況を確認します。(2週間程度かかります)。「同意しない」場合には、交付申請書提出前30日以内に発行された「市税の滞納がないことの証明書」(各区納税担当課発行手数料300円)を申請書に添付してください。
手続き	建物の登記事項証明書の代わりに登記情報提供サービスから印刷したものでいいですか。	公印等の押印がないため、登記情報提供サービスから印刷したものは添付書類として認められません。
手続き	建物の登記事項証明書は現在事項証明書でもいいですか。	問題ありません。
手続き	登記事項証明書の権利部(甲区)に記載されている所有者の住所が住民票の住所と異なりますが、申請は可能ですか。	登記事項証明書と住民票の住所が異なる場合は、登記事項証明書の住所から現在の住所までの異動履歴を証明する公的資料(戸籍の附票など)を追加で提出していただく必要があります。
手続き	値引き等の理由により契約書と見積書の金額が合わない場合、再度、契約金額に合わせた見積書を用意する必要がありますか。	用意する必要があります。見積書は契約書と同じ金額のものを提出してください。
手続き	平面図は断熱改修する部屋の部分のみ提出していいですか。	断熱改修する部屋を含むフロア全体が記載されているものが必要になります。例えば1階にあるリビングの窓のみ断熱改修する場合であっても、1階全体の平面図が必要です。
手続き	建築当時の図面は保有していますが、過去にリフォーム(間取りの変更)を行っているため、現在の間取りと異なります。リフォーム後の図面を提出する必要がありますか。	リフォーム後の図面を提出してください。改めて図面を作成することが難しい場合は、建築当時の図面に変更内容がわかるよう手書き等で修正したものを提出してください。
手続き	窓断熱改修1か所だけの申請でも建物全景写真を提出する必要がありますか。	工事内容に関わらず、工事後の建物全景写真は必ず提出する必要があります。
手続き	同一年度内に複数回申込ができますか。	できません。同一年度内の申請は1回のみです。
手続き	県の補助金を申込み予定ですが、どのような手続きが必要ですか。	県の交付決定書が届き次第、書類のコピーを速やかに環境局脱炭素政策課へ提出してください。なお、返還が生じる場合があります。
手続き	見積書に値引きが記入されているが、補助額算定表にはどのように記入したらいいですか。	補助対象経費にあたる費用から値引きをしている場合は、値引き額を差し引いた上で、記入してください。補助対象経費に含めない諸経費などから値引きをしている場合は、差し引く必要はありません。
手続き	補助金の交付を受けた後、補助対象事業について、国や県から補助金を受けることになりました。どのような手続きが必要ですか。	本補助金の交付後に国、県その他団体から補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の額がわかる書類を速やかに環境局脱炭素政策課へ提出してください(本補助金の交付申請時に提出済みものについては、提出不要です)。国、県その他団体から補助金の交付を受けたことにより、国、県、その他団体からの補助金と本補助金の合計額が補助事業に要した費用を上回った場合、差額を返還していただくことがあります。
その他	国や県等の他の補助金との併用は可能ですか。	補助対象経費を超えない範囲内で併用可能です。ただし、他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金要綱等をご確認ください。